

地域公共交通会議について

1. 会議の目的

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するために設置するものとし、地域の需要に即した乗合サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

2. 協議事項

地域公共交通会議においては、以下に示す事項について留意しつつ、地域住民の生活に必要な乗合旅客運送の確保、利便性の向上を図るための議論が求められる。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項

- ・ 運行の様態
- ・ 賃金及び料金
- ・ 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
- ・ 運行計画
- ・ 路線または営業区域の休廃止等
- ・ その他必要と認められる措置

(2) 自家用有償旅客運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項

- ・ 市町村運営有償運送の必要性
- ・ NPO等による自家用有償旅客運送の必要性
- ・ 旅客から収受する対価
- ・ その他必要と認められる措置

(3) 交通会議の運営方法その他地域公共交通会議が必要と認める事項

3. 地域公共交通会議の合意

多古町地域公共交通会議設置要綱に定める方法にて議決され、協議が調った場合に合意があったものとみなす。

※「地域公共交通会議の設置および運営に関するガイドライン」より